

**記入例  
裁判離婚の場合**

**離婚届**

令和元年7月10日届出

羽島市長殿

届出期間は裁判成立・確定日を含めて10日以内です。  
10日を過ぎると、簡易裁判所宛の戸籍届出期間経過通知書を記入していただきます。簡易裁判所から過料に処される可能性がありますのでご注意ください。

**記入の注意**

鉛筆や消えやすいインキで筆頭者の氏名欄には、戸籍届書は、1通でさしつかえこの届書を本籍地でない市そのほかに必要なもの

届出に必要なもの  
**調書等**  
・調停、和解、認諾離婚の場合...調停、和解、認諾調書謄本  
・審判、判決離婚の場合...審判、判決書謄本と確定証明書  
戸籍謄本（ただし、変更前の本籍が羽島市の方は必要ありません。）  
届出人の印鑑（届出人分）  
本人確認できるもの（運転免許証等）

用意してください。

該当するものに、チェックを入れ、離婚の日付を記入してください。

未成年の子がいる場合は、調書等に親権者が記載されていますので子の氏名を記入してください。なお、この届書により子の戸籍は移動しませんので注意してください。

届出人は原則、調停の申立人・訴えを提起した人で双方から届出をしていただく必要はありません。ただし、離婚成立・確定日から10日以内に届出がないと相手側が届出人になることもできます。

(1) 氏名	夫 <b>甲野 太郎</b>	妻 <b>甲野 花子</b>
生年月日	昭和45年5月10日	昭和48年4月20日
住所	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)
本籍	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 令和元年7月5日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	←
同居の期間	平成7年3月から 令和元年5月まで (同居を始めたとき)	(別居したとき)
別居する前の住所	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)	(番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 <b>04</b>	妻の職業 <b>03</b>
届出人署名押印	夫	妻 <b>甲野 花子</b> (印)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名	印	印
生年月日		
住所	番号	番号
本籍	番地番	番地番

裁判離婚の場合、証人は必要ありません。

婚姻時に氏が変わった場合は、もとの戸籍に戻るか新しい戸籍をつくるかを選択してください。  
もとの氏に戻る場合  
・もとの戸籍にもどる  
・新しい戸籍をつくる  
離婚の際に称していた氏を名乗り続ける場合  
・新しい戸籍をつくる  
離婚の際に称していた氏を名乗り続ける場合は、別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出する必要があります。離婚届とこの届出を同時にする場合はこちらの記入は必要ありません。  
なお別々に届出する場合、こちらの欄は記入して頂き、一旦もとの氏に戻ってから再び離婚の際に称していた氏を名乗ることになります。届出期間は離婚日から3か月以内です。また、新戸籍編製を希望される方が届出人でない場合は「その他」欄に下記の通り記入してください。  
「新戸籍編製の申し出をします。新本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野花子(印) (届出人と別の印)」  
ただし、調書等に記載のある場合は「その他」欄に記入は不要です。詳しくは市民課にお尋ねください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまる  
 面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものをつける。  
 養育費の分担について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
[養育費：経済的に自立していない子（例えば、アによる収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など  
詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\_00194.html）にも掲載されています。

世帯の主な仕事をチェックしてください。

未成年の子がいる場合はどちらかの欄にチェックしてください。

昼間、連絡のつく電話番号を記入してください。

国勢調査の年（令和2年度）に届出する場合に記入してください。人口動態調査「職業例示表」の番号が職業分類名を書いてください。

届書への押印は任意です